

令和 7 年度介護保険事業者説明会（集団指導）

特定施設入居者生活介護

群馬県監査指導課 監査指導第二係

研修のテーマ

I 運営指導の重点

II 事例編

I 運営指導の重点

重点事項

1 人員基準を満たしているか。

特に、人員基準欠如となった場合、適切な対応をとっているか。

2 特定施設サービス計画の作成に当たって、一連のプロセスを適切に踏んでいるか。

また、当該特定施設サービス計画に基づき、具体的なサービスの記録が作成されているか。

3 特定施設入居者生活介護費の請求が適切に行われているか。

①基本報酬の基本原則を踏まえているか。

②加算を算定する場合、加算要件に該当しているか。

※加算を証明するサービス提供記録がなければ請求できないことに留意する。

Ⅱ 事例編

人員基準に係る事例

従業者の員数

一般：（赤本p.318-321）（基準条例第88号第218条）

- 指定特定施設入居者生活介護事業者（以下本資料において、「事業者」という。）は、**常に1以上**の指定特定施設入居者生活介護（以下本資料において、「特定施設」という。）のサービスの提供に当たる**介護職員**を確保する必要があります。

【誤りの事例】

生活相談員や計画作成担当者が配置されているだけで介護職員が配置されていない時間帯がありました。

【留意点】

日中、夜間の時間帯も含め、**常に介護職員が1人以上配置されていなくてはなりません。**
また、**1人以上は常勤の介護職員を配置**してください。

勤務体制の確保等

一般：(赤本p.333-334) (基準条例第88号第233条)

外部：(赤本p.347-354) (基準条例第88号第248条で準用する第233条)

- 事業者は、利用者に対し、適切な特定施設その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかねばなりません。

【誤りの事例】

勤務表の未作成や勤務表を4週で作成している等不適切な事例がありました。

【留意点】

勤務表は、次の点に留意して作成する必要があります。

- ①月ごと(月初～月末まで)の勤務表を作成する。
- ②従業員の日々の勤務時間を明確にする。
- ③常勤、非常勤を区別する。
- ④管理者、機能訓練指導員、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にする。

計画作成担当者の兼務

一般：(赤本p.318-321) (基準条例第88号第218条第7項)

外部：(赤本p.347-354) (基準条例第88号第240条第6項)

- 計画作成担当者は、専従でその職務に従事する介護支援専門員でなければなりません。
- ただし、**利用者の処遇に支障がない場合**は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。

【誤りの事例】

生活相談員と兼務をしていることが要因で、モニタリングの未実施や計画の未変更等、**特定施設サービス作成の一連のプロセスが十分に実施されていない事例**がありました。

【留意点】

利用者の処遇に支障が生じる場合は、兼務は行わないでください。

運営基準に係る事例

掲示

一般：(赤本p.338) (基準条例第88号第237条で準用する第34条)

外部：(赤本p.347-354) (基準条例第88号第248条で準用する第34条)

- 事業者は利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の重要事項を施設の見やすい場所に「掲示」しなければなりません。
- 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければなりません。

(＊令和7年4月1日より適用)

【誤りの事例】

重要事項が掲示されていない。又は、掲示はされているものの、掲示しなければならない項目に漏れがある。(掲示内容が古いものとなっている。)

【留意点】

「掲示」に代えて、重要事項を記載したファイル等を利用申込者、利用者及びその家族等が自由に閲覧できる形で施設に備え付けることもできます。

指定特定施設入居者生活介護の取扱方針 1/2

一般：(赤本p.327-329) (基準条例第88号第226条)

外部：(赤本p.347-354) (基準条例第88号第248条により準用する第226条)

- 特定施設のサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。
- なお、身体的拘束等を行う場合には、その**態様及び時間**、その際の利用者の**心身の状況**並びに**緊急やむを得ない理由**を記録しなければなりません。

【誤りの事例】

利用者又は家族から同意を取っているものの、**身体拘束時の記録がない**事例がありました。

【留意点】

身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる措置を講じなければなりません。

- ①身体的拘束等適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。その検討結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施すること。

利用料について 1/2

一般：(赤本p.326-327) (基準条例第88号第225条)

外部：(赤本p.347-354) (基準条例第88号第248条で準用する第225条)

- 事業者は、利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用について、その費用の支払を利用者から受け取ることができます。

【誤りの事例】

嚥下障害の人のためのとろみ剤、褥瘡予防のためのエアマット、自立歩行が難しい人のポータブルトイレ等处遇上必要なものを利用者負担としている事例がありました。

【留意点】

処遇上必要な福祉用具は施設負担となります。(外部利用型は除く。) 介護サービス費に含まれているため、利用者から徴収しないでください。

利用料について 2/2

利用料(日常生活費等)の整理 〈特定施設入居者生活介護〉

次に記載されている通知について、以下のとおり整理する。

・「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(H12.3.30老企第54号)(以下、「日常生活費用通知」という。)の別紙の(3)①にある「身の回り品」として入所者から徴収が可能なもの

・「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービスについて」(H12.3.30老企第52号)(以下、「給付対象外費用通知」という。)の2「保険給付対象外の介護サービス費用を受領できる場合」

◎「その他の日常生活費」として徴収が可能なもの(日常生活費等に係るサービス)

日常生活費等に係るサービスの提供であり、次の条件をすべて満たすものであること。

条件1	入所者又は家族等の自由な選択に基づくもの	日常生活費用通知 1、2③
条件2	一般的に日常生活に最低限必要と考えられるもの	日常生活費用通知 別紙 (7)①
条件3	保険給付の対象となるサービスと重複関係がないもの	日常生活費用通知 2①
条件4	その入所者に負担させることが適当と認められるもの	居宅基準 第182条第3項第三号

徴収方法 施設で購入し、実費相当分を入所者から徴収する。 ※当該物品を持参させる方法も可

	品 名	根 拠
例示	歯ブラシ、化粧品、シャンプー	日常生活費Q&A 問1
	歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、石けん、リンス、ボディソープ、かみそり(ひげそり)、シェービングクリーム	日常生活費Q&A 問1に準じる
	タオル類(ハンドタオル、フェイスタオル、バスタオル) ※洗身・清拭用タオルは保険給付と重複するため不可	日常生活費Q&A 問1
	ティッシュペーパー	日常生活費Q&A 問1に準じる
	※食事や排泄等に係るものは保険給付と重複するため不可	

留意事項 すべての入所者に一律に提供するものは施設で負担する。(使い勝手が良いから等、施設側の都合の場合)
使用がその入所者個人に限定されるものであり、共用(不特定多数が使用)するものは施設で負担する。
日用品費を徴収しながら、上記例示のものを別途持参させることは重複負担となるため認められない。
おむつ代は、利用者の負担として支払を受け取ることができる。(居宅基準第182条第3項第二号)

◎保険給付に含まれるため徴収不可のもの(保険給付の対象となるサービス)

次の①～⑤のものは保険給付等の対象となっているサービスに含まれるため別途徴収はできない。

①	適切な処遇を行うために必要なもの (褥瘡予防、褥瘡処置、歩行介助等)	居宅基準 第183条第1項、第185条第1項
②	適切な入浴又は清拭の実施に必要なもの	居宅基準 第185条第2項
③	適切な排泄の援助に必要なもの	居宅基準 第185条第3項
④	日常生活上の世話を適切に行う上で必要なもの (食事、離床、着替え、整容等)	居宅基準 第185条第4項
⑤	適切な機能訓練の実施に必要なもの	居宅基準 第192条に準用する第132条

	品 名	根 拠
例示	エアマット	①、Q&A(13.3.28)IV5に準じる
	栄養補助食品(ゼリー、プロテイン等)	④、Q&A(17.9.7)問91に準じる
	サプリメント(ビタミン剤等)	④、Q&A(17.9.7)問91に準じる
	とろみ剤	④、Q&A(17.9.7)問98に準じる
	食事用エプロン	④
	車イス、歩行器、杖	①、⑤、Q&A(17.10.27)問30に準じる
	体位交換用クッション(車イス用含む)	①、Q&A(17.10.27)問30に準じる
	口腔清拭用スポンジブラシ(ハミングッド等)	①、日常生活費として徴収できる通常の歯ブラシと異なり、一般的に最低限必要な物品とはいえず、要介護者特有の症状により適切な口腔ケアを行うための特殊な物品であることから保険給付に含まれると解釈される(日常生活費としての徴収は不可)。
	口腔ケア用ガーゼ	①、上記に準じる
	口腔内湿潤剤(オーラルバランス等)	①、上記に準じる
	褥瘡用フィルム(悪化防止目的・医療保険対象外のもの)	①、Q&A(13.3.28)IV5に準じる
	ミトン(身体拘束用)	① ※身体拘束は施設側の都合によるため
	防水(失禁)シート、防水パンツ	③
	ポータブルトイレ	③、Q&A(17.10.27)問30に準じる
	トイレットペーパー	③

事故発生時の対応

一般：(赤本p.343) (基準条例第88号第237条で準用する第40条)

外部：(赤本p.347-354) (基準条例第88号第248条で準用する第40条)

- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、**市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者**に連絡をし、事故の状況を報告する必要があります。
- また、事故の状況及び事故への対応について**記録**しなければなりません。

【誤りの事例】

- ①**事故やヒヤリ・ハットに関する報告書が作成されていない。**
- ②施設内で発生した事故について、**利用者家族のみにしか連絡していない。**
- ③骨折以上の重大な事故について、**県（介護高齢課）に報告していない。**
- ④事故の原因分析、再発防止策の検討が適切に行われていない。

【留意点】

事故の分析を行い、**再発防止策の検討及び記録**が必要です。

なお、**骨折以上の重大事故**が発生した場合には、**県（介護高齢課）**への報告が必要です。→報告の様式等は以下を参照

群馬県ホームページ（トップページ＞組織から探す＞健康福祉部＞介護高齢課＞居宅サービス関係の手続きについて

苦情処理

一般：(赤本p.339-340) (基準条例第88号第237条で準用する第38条)

外部：(赤本p.347-354) (基準条例第88号第248条で準用する第38条)

- 事業者は、**苦情相談窓口の設置**や**苦情対応体制の整備**等必要な措置を講じなければならない。苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を**記録**しなければなりません。
- 苦情処理簿**を作成し、管理者や他の職員に回覧する等**周知**する必要があります。

【誤りの事例】

- ①苦情対応について、職員に周知されていない。
- ②苦情の内容について、再発防止対策が検討されていない。

【留意点】

苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを行ってください。

なお、重要事項説明書に記載すべき**苦情受付機関**については、保険者である市町村だけでなく、**国保連**の連絡先を記載してください。

秘密保持等

一般：(赤本p.339) (基準条例第88号第237条で準用する第35条)

外部：(赤本p.347-354) (基準条例第88号第248条で準用する第35条)

- 事業者は利用者の個人情報を用いる場合は**利用者の同意**を、利用者家族の個人情報を用いる場合は**家族の同意**を、あらかじめ文書により取得する必要があります。

【誤りの事例】

利用者のみ同意を得ていたり、同意書の文言が家族の個人情報の使用について触れておらず、**家族から同意を得ていなかった。**

【留意点】

サービス担当者会議等において、家族の個人情報を使用する可能性がある場合は、個人情報利用の同意書は、家族から署名を得る様式にしておく必要があります。

業務継続に向けた取組の強化（１／２）

一般：（赤本p.334-336）（基準条例第88号第237条で準用する第32条の2）
外部：（赤本p.347-354）（基準条例第88号第248条で準用する第32条の2）

【着眼点】

① 「業務継続計画」を策定しているか。

また、計画について、当該事業所の従業者等に周知しているか。

■策定する計画：感染症に係る業務継続計画、災害に係る業務継続計画

※厚生労働省ホームページの「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を御参照ください。

※感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、業務継続計画未策定減算が（所定単位数の100分の3に相当する単位数）適用されます。

※減算は、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して適用されます。

（令和6年度介護報酬の改定に関するQ&A（vol.1）問164～166）

業務継続に向けた取組の強化（2／2）

【着眼点】

② 研修及び訓練をそれぞれ年2回以上実施しているか。

（新規採用時には別に研修を実施することが望ましい）

※研修及び訓練の実施内容は記録してください。

③ 定期的に「業務継続計画」を見直しているか。

※ 厚生労働省ホームページの「業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」を御参照ください。

【誤りの事例】

- ・研修の資料はあるが、実施の記録がなかった。
- ・研修と訓練を同日に実施したが、研修の記録のみで訓練の記録がなかった。

衛生管理等「感染症対策」

一般：(赤本p.336-338) (基準条例第88号第237条で準用する第111条)

外部：(赤本p.347-354) (基準条例第88号第248条で準用する第111条)

【着眼点】

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催し、その結果について、当該事業所の従業者等に周知徹底を図っているか。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をそれぞれ年2回以上実施しているか。

(新規採用時には感染症対策研修を実施することが望ましい)

※委員会及び研修の実施内容については記録してください。

※厚生労働省ホームページの「介護現場における感染対策の手引き」を御参照ください。

【誤りの事例】

- ・委員会の結果について、一部の従業者のみに周知しただけで、全員に周知していなかった。
- ・委員会を開催すれば、研修や訓練は不要と考えていた。

虐待防止の取組（1／2）

一般（赤本p.343-345）（基準条例第88号第237条で準用する第40条の2）
外部（赤本p.347-354）（基準条例第88号第248条で準用する第40条の2）

【着眼点】

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、当該事業所の業者等に周知徹底を図っているか。
- ② 虐待の防止のための指針を整備しているか。必要な項目は盛り込まれているか。
- ③ 虐待の防止のための研修を年2回以上と新規採用時にも実施しているか。
研修の実施内容については記録してください。
- ④ ①から③までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。

※虐待の発生又はその再発を防止するための措置（上記①～④）が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算（所定単位数の100分の1）が適用されます。

虐待防止の取組（2／2）

【留意点】

平成18年より施行された高齢者虐待防止法において「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置」（研修の実施、苦情処理体制の整備等）についても定められておりますので御注意ください。

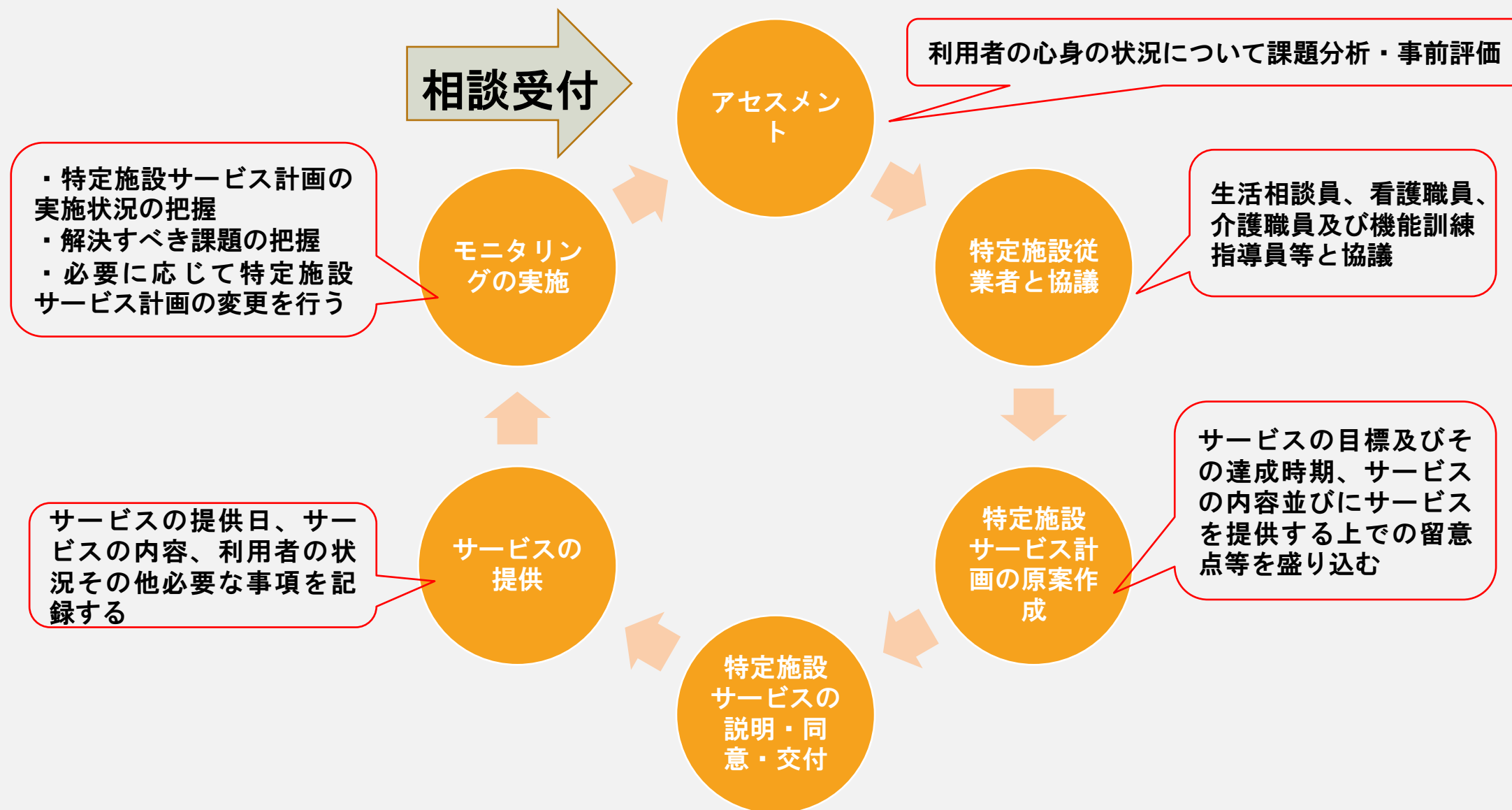
虐待防止法に係る措置がとられておらず、虐待が起きた場合には、行政処分になることもあります。

【誤りの事例】

- ・ ②の指針について、盛り込むべき項目に不足があった。

特定施設サービス計画に係る事例

特定施設サービス計画の作成等 1 / 3



特定施設サービス計画の作成等 2 / 3

一般：(赤本p.329) (基準条例第88号第227条)

外部：(赤本p.347-354) (基準条例第88号第248条で準用する第227条)

- 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければなりません。
- また、当該計画を利用者に交付する必要があります。
- 特定施設サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて当該計画の変更を行わなければなりません。

【誤りの事例】

- ①計画作成担当者が特定施設サービス計画の原案を**作成していない**。
- ②計画作成担当者が、他の特定施設従業者と**協議していない**。
- ③作成した特定施設サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して**説明**しておらず、利用者の**同意**を得ていない。
- ④実施状況の把握（モニタリング）を行っていない。
- ⑤サービス内容に変更が生じた場合に、**特定施設サービス計画の変更をしていない**。

サービスの提供の記録 1 / 2

一般：(赤本p.325) (基準条例第88号第224条)

外部：(赤本p.347-354) (基準条例第88号第248条で準用する第224条)

- 事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始の年月日及び指定特定施設の名称を、終了に際しては、終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければなりません。

【誤りの事例】

利用者の被保険者証に、指定特定施設入居者生活介護の開始の年月日及び施設の名称が記載されていない事例がありました。

【留意点】

指定特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が、居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス等の保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等が確認できるように、被保険者証に記載することとしています。

- 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければなりません。

【誤りの事例】

提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例がありました。

【留意点】

サービス提供の記録が確認できなかった場合、報酬の返還を求めることがあります。

また、状況によっては、取消等の行政処分になる場合もあります。

資料は以上となりますが、基準条例等をよく確認し、
今後も適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

※1 群馬県では「**自主点検表**」を作成し県ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

(県HPトップページで「自主点検表」で検索すると「居宅サービス自主点検表」が出てきます)

※2 **令和6年度介護報酬改定**については、以下より御確認ください。

(県HPトップページ > 組織からさがす > 健康福祉部 > 介護高齢課 > 令和6年度介護報酬改定について)

お忙しい中、
説明会に御参加いただき、
誠にありがとうございました。